

みんなで防ごう “障害者虐待”

こんなことは虐待です！

身体的虐待

障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

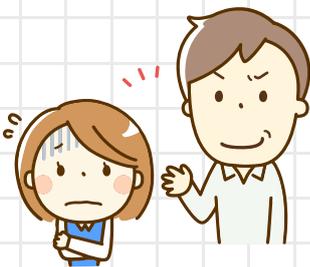


例えば……

- 殴る ● 蹴る ● 縛りつける ● 閉じ込める など

性的虐待

障害者に無理やり(または同意を得たように見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。



例えば……

- 性的行為を強要する ● 裸にする
- わいせつな話をする、映像を見せる など

心理的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。



例えば……

- 怒鳴る ● 悪口を言う ● 子ども扱いする など

障害者虐待は3種類あります

● 養護者によるもの

障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待。



● 障害者福祉施設従事者などによるもの

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待。



● 使用者によるもの

障害者を雇って働かせている事業主などによる虐待。



障害者虐待は、障害がある人の家族や同居人に加えて、障害者福祉施設職員、雇用主から受ける虐待も含まれます。障害者は、「自分のされていることが虐待だと認識できなかつたり、自分から言い出せない」ことがあります。

そのため、周囲の人ができるだけ早く気付くことが重要です。身近で起きている異変に気付くために、まずは「障害者虐待」について知り、みんなで防止に取り組みましょう。

「虐待される人」、 「虐待してしまう人」の 両方を救うために

障害者虐待は、している側の家族など養護者にも支援が必要な場合があります。虐待に至る原因は、介護疲れや障害への知識不足、養護者自身にも障害がある場合などさまざまですが、養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援をすることが防止につながります。障害のある家族のことで悩んでいることがあれば、障害福祉課などにご相談ください。

「虐待かな？」と思ったら、 まずはご相談ください

障害者の虐待に関わる通報や支援などの相談は障害福祉課もしくは大東市障害者虐待防止センターまでご連絡ください。皆さんの通報が、早期発見・早期対応につながります。

皆さんの力で虐待のない社会をつくっていきましょう。



● 障害福祉課

☎ 870・9630

FAX 873・3838

● 大東市障害者虐待防止センター

☎ 806・1332

(24時間対応)

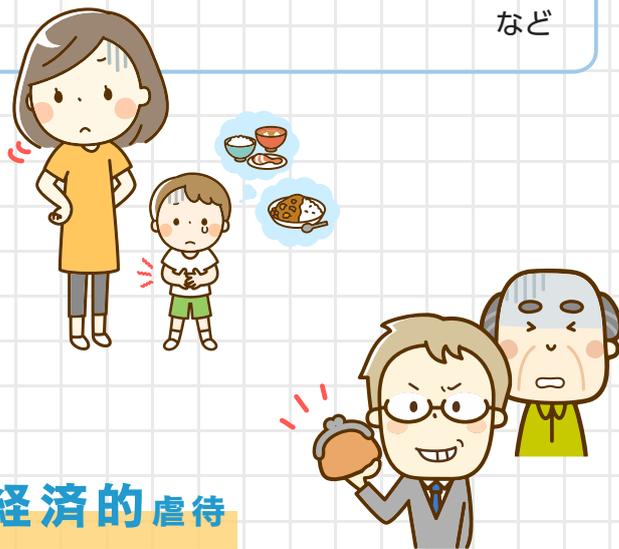
※通報・相談した人に関する秘密は守られます

放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者の心神を衰弱させること。

例えば……

- 十分な食事を与えない
- 不潔な住環境で生活させる
- 必要な医療や福祉サービスを受けさせない など



経済的虐待

本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと。

例えば……

- 年金や賃金を渡さない
- 勝手に財産や預貯金を使う など

平成30年度の全国の養護者による虐待の相談・通報件数は5,331件で、その内大阪府の件数は1,209件となっており、約2割を占めています(府ホームページより)。